

成田市

いじめ防止基本方針

成田市教育委員会

平成26年2月作成
平成28年3月一部改訂
平成30年12月一部改訂

目次

はじめに	
I 定義	1
II 基本理念	2
III 教育委員会の責務と対策	2
1 教育委員会の責務	
2 成田市いじめ防止基本方針の策定と見直し	
3 成田市教育委員会の施策	3, 4, 5
4 重大事態への対処	5, 6
5 その他の事項	6
IV 学校及び教職員の責務と対策	7
1 学校及び教職員の責務	
2 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し	
3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	7, 8, 9
4 重大事態への対処	9, 10, 11
5 学校評価	12
V 保護者, 地域, 児童等の責務等	12, 13, 14
1 保護者として	
2 地域として	
3 児童等として	
【関連法案】	
いじめ防止対策推進法	
教育基本法	
学校教育法	
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	
千葉県いじめ防止対策推進条例	
【参 考】	
「国の基本方針」	
「児童等の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月子どもの自殺予防に関する調査研究協力者会議)	
児童等における自傷行為の理解と援助 (松本俊彦)	
WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言 「自殺予防に関するQ&A」	
「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」(文科省)	
千葉県環境生活部県民生活文化課「ネットパトロール」	
「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成29年3月14日文部科学大臣決定)の最終改定について	
「千葉県いじめ防止基本方針」(平成29年11月15日千葉県・千葉県教育委員会)の最終改定について	

はじめに

平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行されました。その背景は「いじめ」が大きな社会問題となり、他都市で発生したいじめによる自殺を発端としたものでした。また、東日本大震災等による被災児童生徒がいじめにあうという深刻な事件が発生したり、大人の社会でもパワハラ等によるいじめが大きく取り上げられたりして、社会に暗い影を落としています。

いじめによる自殺が発生するたびにテレビや新聞で大きく報道され、対応の議論がなされてきました。学校では全教育活動を通じて、いじめ撲滅のための対策が講じられてきましたが、いじめの報道があるごとにいじめの認知件数が増加し、やがて少しずつ減少していくという傾向を繰り返してきました。

しかし、いじめの認知件数が大きく増えたからといって、子どもたちを取り巻く環境が極端に悪化したわけではなく、逆に認知件数が沈静化しても環境が大幅に改善しているとも言えません。「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」という意識を常に持ち、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者がいじめの問題と対峙しながら取り組み続けることが大切です。

いじめは、子どもの健全な成長を阻害する要因となるだけではなく、時として潜在化、長期化、深刻化するケースがあります。いじめを受けた子どもが心身共に傷つき、誰にも相談できずに絶望感や無力感から自殺まで考えざるを得ない状況に追い込まれてしまうこともあります。

また、いじめが深刻であるほど保護者や教師に心配をかけたくない、大人に相談していることが相手に知られたらどうしようとか、いじめがエスカレートするかもしれないという恐怖心から、子どもはなかなか相談できずに、平静な態度を装うこともあります。さらに、現代社会においては、インターネットや携帯電話等の情報通信機器や無料のSNS（ソーシャルネットワークシステム）が急速に普及し、これらが新たないじめのツールとなるだけでなく、いじめの実態を一層わかりにくく深刻化させている状況もあります。

成田市においては、これまでもいじめの未然防止及び早期発見・早期対応のために、「成田市いじめ防止基本方針」と「成田市いじめ問題対応マニュアル」を各学校へ配布して、いじめの防止対策に努めてきました。

そして、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）、平成29年3月14日付け最終改定の「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「国基本方針」という）及び千葉県いじめ防止対策推進条例の施行、また、平成29年11月15日付け最終改定の「千葉県いじめ防止基本方針」（以下「県基本方針」という）を受けて「成田市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という）と「成田市いじめ問題対応マニュアル」を見直しました。この「成田市いじめ防止基本方針」には基本理念と教育委員会の責務と対策、学校及び教職員の責務と対策、保護者、地域、児童生徒の責務等や対処の方法を盛り込んであります。これらが、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のための一助となり、子どもたちの楽しい学校生活と健やかな成長につながることを願っています。

I 定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童等の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(注1) 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(注2) 「学校」とは、小学校・中学校・義務教育学校をいう。

(注3) 「いじめられた児童等の立場に立って」とは、いじめられたとする児童等の気持ちを重視することである。※1・3

(注4) 「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童等と何らかの人間関係にある者を指す。※2

(注5) 「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な攻撃の他、金品のたかり、物品の隠匿、嫌なことを無理やりさせられたりすること、インターネットやSNSなどを通じて行われるものを意味する。

(注6) 外見的には「けんか」のように見えることでも、その背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目して状況を確認すること。※4

※1 いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、**「たった1度であっても、いじめに変わらない」**「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童等の心情を重視して取り組むこと。

※2 いじめは、被害児童等と加害児童等だけの問題ではなく、**「周りではやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在になりうる**ことを様々な場面を捉えて認識させること。

※3 いじめは、児童等同士だけの問題ではなく、教職員の児童生徒観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、**「教職員の言動で児童等を傷つけたり、いじめを助長したりすること**のないよう細心の注意を払うこと。

※4 **「いじめには、様々な態様が挙げられる。」**単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過ごしたりすることのないよう、いじめられた児童等の立場に立って対応すること。

【例】 [冷やかし], [からかい], [悪口], [脅し], [仲間はずれ], [集団による無視, パソコンや携帯電話等での誹謗中傷], [金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊], [軽く(ひどく)ぶつかる・蹴る・叩く], [嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする]等

Ⅱ 基本理念

いじめは、全ての児童等に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよういじめの防止等の対策は、いじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

加えて、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで、以下の基本的な考え方に立ち、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童等の背景にある事情やその被害性に着目して理解を深めること。
- (2) 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
- (3) 「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、いじめ問題を克服すること。

Ⅲ 教育委員会の責務と対策

1 教育委員会の責務

基本理念にのっとり、市内各学校におけるいじめの防止等のために必要な対策を講ずる。

いじめ防止対策推進法第十四条第三項の主旨を踏まえて成田市立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために、学校が抱える様々な問題に対して専門的な立場から支援し、問題解決を図るために設置している「学校問題解決支援チーム」の中に「成田市いじめ問題専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

この専門部会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家、警察等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

2 成田市いじめ防止基本方針の策定と見直し

法、国基本方針や県基本方針に基づき、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、成田市いじめ防止基本方針を策定し、必要に応じて見直すものとする。

3 教育委員会の施策

(1) いじめの未然防止・早期発見のための取組

ア 道徳教育及び体験活動の充実

児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの未然防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。

- ・道徳教育の充実を教育重点施策の一つに掲げ、各学校が道徳教育推進の充実を図れるように支援すること。
- ・特色ある学校づくり事業などを通して、体験活動の充実を支援すること。
- ・命を大切に作るキャンペーン、いのちの授業、人権週間の啓発と推進に努めること。

イ 教職員の資質向上

教職員に対し、「成田市基本方針」を周知させるとともに、「成田市いじめ問題対応マニュアル」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な研修を計画的に行うものとする。

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を計画的に実施し、教職員の資質向上に努めること。
- ・道徳教育推進教師研修会や教育相談講座等を実施し、道徳教育の充実や教育相談の力量を高められるように指導、支援すること。
- ・コミュニケーションに大きな課題を持っている児童等については、個性を受容するという基本的な姿勢に留意し、日常の指導に努めること。

ウ 定期的な調査

いじめを早期発見するため、児童等に対する定期的な調査や個人面談を行うものとする。

- ・毎学期末に、各学校における「いじめ及び虐待の状況調査」を実施し、市内学校におけるいじめ等の発生、解消状況の把握に努めること。
- ・年間欠席日数15日を超えた児童等について毎月の報告を求め、欠席の裏にいじめの問題等が潜んでいないかなどの把握に努めること。

エ 配慮を要する児童等の措置

特に配慮が必要な児童等については、その特性を理解し、情報を共有して学校へ適切な支援を行うものとする。

- ・発達障害を含む、障害のある児童等については、個別の教育支援計画等の作成や適切な指導及び必要な支援を行うこと。
- ・外国につながる児童等は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意すること。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認（以下「LGBT等」という）に係る児童等については、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知すること。
- ・東日本大震災や大規模災害（台風等）により被災した児童等は、心身への多大な影響や慣れない環境への不安感に対する心のケアを適切に行い、注意を払うこと。

(2) 相談体制の整備

児童等及び保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるように

相談窓口を整備するものとする。

- ・教育委員会教育指導課にいじめ相談窓口を設けること。
- ・相談窓口で受けた案件は、解決に向けて関係機関等と連携しながら対応していくこと。

(3) インターネットを通じて行われるいじめの対策

児童等及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動と学校に対して指導を行うものとする。

- ・千葉県環境生活部から毎月通知される「ネットパトロール」の結果と情報について各学校へ定期的に提供を行うとともに、関係機関や保護者と連携を図り、その指導に努めること。
- ・情報教育研修会、生徒指導担当者会議や教育相談研修会等のあらゆる機会を通じて、インターネットを通じて行われるいじめの防止等の対策や情報モラルに関する研修を計画的に実施し、教職員のいじめ防止等のための対策に関する資質の向上に努めること。

(4) いじめ防止等の対策に従事する人材の確保

いじめ防止等の対策のために、各学校が必要に応じて教育相談員等の専門的知識を有する者からの協力を得られるように人的配置を講ずるものとする。教育相談員やスクールカウンセラーは、学校が設置する「いじめ防止対策委員会(仮称)」に参加できるものとする。

- ・千葉県教育委員会によるスクールカウンセラーの配置のない小学校においても児童や保護者、教職員がいじめ等に係る相談ができるよう市内小学校の拠点校に教育相談、心理等の専門的知識を有する者を配置すること。

(5) いじめの防止等の啓発活動

学校におけるいじめを防止するため、児童等の保護者、地域住民その他の関係者と連携しつつ、児童等が自主的に行うものに対する支援や児童等及び保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発及び必要な措置を講ずるものとする。

- ・本市独自の「いじめ問題対応マニュアル」を策定し、市内各学校へ配布するとともにその内容について周知すること。
- ・いじめ防止のためのリーフレットの配布を通して保護者、児童等へいじめを防止することの重要性について啓発するとともに相談窓口の周知を図ること。
- ・子ども同士の人間関係が変化する4月をいじめ防止啓発強化月間とし、児童等がいじめ問題を主体的に考える取組や良好な人間関係を築く取組を推進し、教育相談体制の充実を図り、保護者への啓発活動等を実施していくこと。

(6) いじめに対する措置

ア いじめの相談・報告・調査

学校や保護者、地域等からいじめの相談・報告を受けたときは、学校に対し必要な支援や措置を講じ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う

ことができるものとする。

- ・学校や保護者、地域等からのいじめの相談・報告があった場合は、学校や保護者と速やかに連携を図り、必要に応じて適切な支援・指示及び調査を行うこと。

イ 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として早期に児童相談所や警察に相談することが重要なものがある。また、児童等の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるようないじめは、直ちに警察に通報することが必要なもの含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、早期に相談・通報のうえ、関係機関と連携した対応を取るものとする。

ウ 個別指導や出席停止等

いじめを行った児童等の保護者に対して学校長と協議の上、別室での指導や学校教育法35条第1項(同法49条において準用する場合を含む)の規定に基づき、当該児童等の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童等やその他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

- ・別室で個別指導ができるようにすること。
- ・いじめを行った児童等の保護者に対して、必要に応じて出席停止等の措置を命ずること。
- ・就学校の指定の変更などの弾力的な対応を検討すること。

4 重大事態への対処

重大事態については、国基本方針、県基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月14日策定 文部科学省)、及び「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月 文部科学省)により適切に対応する。

重大事態が発生した時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態としてとらえる必要がある。教育委員会は、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、調査・報告等に当たるものとする。

なお、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子どもの背景にある事情やその被害性に着目して判断する。

例えば、

- ア 児童等の自殺企図や未遂、実行の場合
- イ 身体に重大な傷害(自傷行為を含む)を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合
- オ 家庭環境や社会環境による避難で転校してきた場合

などのケースが想定される。

また、法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、国基本方針では年間30日を目安としている。ただし日数だけでなく児童等の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

(1) 調査の実施

児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。学校が調査を行う場合においては、情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

質問紙調査や聞き取り調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関と適切に連携したりして、対応にあたる必要がある。

- ・ 学校からの重大事態の報告や教育委員会が重大事態を把握した場合は、速やかに「学校問題解決支援チーム」の中に設置している専門部会のメンバーに諮り、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うこと。また、その結果を踏まえ警察等の関係機関と連携を図り、迅速に必要な措置を講ずること。
- ・ 専門部会は法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、学校が行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うことができる。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

(2) 情報の提供

調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。

(3) 市長への報告

重大事態が発生した場合は、その旨を市長に報告するものとする。また再調査が必要となった場合は、市長の附属機関において実施する。

(4) 重大事態への措置

調査の結果を踏まえて、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処、又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

5 その他の事項

本市は、市基本方針の策定後も法の施行状況等を勘案して、市基本方針の見直しや検討を図り、必要に応じて改定するものとする。

加えて、教育委員会は学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）について、策定状況や公表状況を確認するものとする。

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報（成田市個人情報の保護に関する条例第2条第2項に規定する個人情報をいう。）の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

IV 学校及び教職員の責務と対策

1 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること。

2 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

学校は、県基本方針と市基本方針を参酌し、学校の実情に応じ、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。また、学校評価項目に設定する等、適切に機能しているかどうか点検し、必要に応じて見直しを図るものとする。

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、当該校の複数の教職員（管理職を含む）、教育相談員、スクールカウンセラー等によって構成される組織（「いじめ防止対策委員会（仮称）」）を設置する。

日頃から不登校対策やいじめの問題等、児童等の指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生徒指導委員会」「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものである。

ただし、それらの会議等を活用（併用）する場合は、その要項に案件としていじめ問題を位置づけて運営しなければならない。

「いじめ防止対策委員会」の具体的な役割は、次のようなものが考えられる。

- ア いじめの未然防止のため、いじめが起こりにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- イ いじめの早期発見・事案対処のため、学年、学級内に起きたいじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有を行う役割
- エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなどして情報の迅速な共有、及び関係児童等に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- オ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

また、当該組織は、「学校基本方針」の策定やその見直し、学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、各学校のいじめの防止等の取組について、PDCA【Plan（計画）・Do（実施・実行）・Check（点検・

評価)・Action (処置・改善)】サイクルで検証を行うものとする。

(2) 道徳教育及び体験活動の充実

児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実(『考え、議論する』ことを意識した道徳教育)を道徳教育推進教師が要として意図的、計画的に推進するものとする。(命を大切に作るキャンペーン、豊かな人間関係プログラムづくり実践プログラム、人権週間等の活用)

また、各教科等の年間指導計画をPDCAサイクルで毎年見直すなどして体験活動の充実を図るものとする。

(3) いじめの防止等の啓発活動

児童等及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めるため、学校ホームページ、学校便り、学級だより、集会、授業参観、保護者会等を活用して啓発活動を行うものとする。

(4) いじめ早期発見のための取組

いじめを早期発見するため、児童等に対する定期的な調査や教育相談の実施等必要な対策を講ずるものとする。その際には児童等が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を担任等に報告することは、当該児童等にとって多大な勇気を要するものであることを教職員が理解した上で、迅速に教育相談に対応しなければならない。

また、学校として以下の配慮が必要な児童等については、保護者との連携や周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行うものとする。

- ア 発達障害を含む障がいのある児童等については、個別の教育支援計画や指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童等のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うこと。
- イ 帰国子女や外国人の児童等は言語や文化の差から学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意すること。
- ウ LGBT等に係る児童等については、学校職員等の正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知すること。
- エ 東日本大震災等により被災した児童等(以下「被災児童等」という)については、被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感などに対する心のケアを適切に行うこと。
- オ 児童等同士の些細な喧嘩などについても児童等の感じる被害性に着目して状況の確認を早い段階で行うこと。

(5) 相談体制の整備

児童等及び保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。相談体制を整備するに当たっては、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。また、校内の職員からの情報共有を密にし、報告連絡相談体制を整えるものとする。

(6) 教職員の資質の向上

教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修や資質の向上に必要な研修を計画的に行うものとする。特に配慮が必要な児童等については教職員が個々の児童等の特性を理解し、情報を共有した学校全体で注意深く見守り日常的に適切な支援ができるよう資質の向上に努めるものとする。

(7) インターネットを通じて行われるいじめ防止対策の推進

児童等及び保護者に対してインターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動や指導を行うものとする。

(8) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、状況の見立てが可能になるため、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童等を守り通すこと。加害児童等に対しては、当該児童等の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

ア 事実確認と報告

いじめの相談機関や保護者などから、いじめの通報を受け、児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、学校いじめ防止対策委員会に報告しなければならない。また、その結果を教育委員会に報告するものとする。

イ 支援と指導等

事実の確認により、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等及びその保護者に対する支援並びにいじめを行った児童等に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行うものとする。

ウ 別室での個別指導

必要があると認めるときは、いじめを行った児童等にいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるように必要な措置を講ずるものとする。

エ 情報の共有

教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するとともにその他の必要な措置を講ずるものとする。

オ 警察等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等と連携してこれに対処するものとし、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切な援助を求めるものとする。

カ 懲戒

校長及び教員は、児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当

該児童等に対して懲戒を加えることができるものとする。ただし、体罰を加えることはできない。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態発生時の報告

学校は、重大事態の案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、いじめ防止対策委員会を開催し、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

ア いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍児童等に質問紙調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童等を守ることを最優先とした調査実施が必要である。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童等の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童等への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童等に対しては、事情や心情を聴取し、その児童等の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校復帰に向けた支援や学習支援等を行うことが必要である。

イ いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合

児童等の入院や死亡等、いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童等の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の対策について協議する。調査方法については、在籍児童等に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられる。

(3) 調査結果の提供及び報告

学校は、調査結果を直ちに教育委員会へ報告するものとする。また、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童等のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に対応する。

(4) 調査結果を踏まえた必要な措置

調査結果をもとに関係機関と連携をとり、必要な措置を行うとともに、再発防止に向けた適切な対策を講ずるものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性などから、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策組織の判断により、長期の期間を設定するものとする。教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害指導等の様子を含め、状況を注視し、機関が経過した段階で判断を行うこと。

イ 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その際には、被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより、確認すること。

ウ いじめが解消にいたっていない段階での対応

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対象プランを策定し、確実に実行すること。

エ 日常的な観察

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、学校は、些細な喧嘩から、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等を日常的に注意深く観察する必要があること。

【自殺の背景調査における留意事項】

いじめが自殺の原因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童等の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月子どもの自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

○背景調査に当たり、その家族が当該児童等を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行うこと。

○死亡した児童等が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、その家族に対して主体的に、児童等へのアンケート調査や一斉聴き取り調査等を含む詳しい調査の実施を提案すること。

○詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、その家族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、その家族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、その家族と合意しておくこと。

○調査については、専門部会で適任と思われる者を選出し、調査員として充てるこ

とができること。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、関係機関との連携も図ること。それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うこと。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが肝要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、臨床心理士等の専門的知識を有する者の援助を求めることが必要であること。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこと。
- 情報発信や報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階で情報がないからといって、断片的な情報で誤解を与えることがないように留意すること。

なお、亡くなった児童等の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

5 学校評価

学校は、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われ、いじめの未然防止、早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行うものとする。なお、学校がいじめの防止等のための対策を取り扱うに当たってはいじめの事実が隠蔽されてはならない。

V 保護者、地域、児童等の責務等

1 保護者として

保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めること。また、児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

(1) 家庭での指導

「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為であること」及び「どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ること」を意識し、家庭でいじめ防止等に関する指導に努めるものとする。

(2) 地域との協働

子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々等、子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組むものとする。

(3) いじめの相談と通報

いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報するものとする。

2 地域として

地域は、近年、少子化や核家族化が進む中で、共働き世帯、サラリーマン世帯が増加する一方、三世代同居世帯は減少するなど、大きく変化している。そのため、子どもに対する地域の関わり方も変わり、地域内の子ども、保護者、一般住民が交流などを行うことにより、地域全体で子どもを育て・守る雰囲気やしくみを生み出す「地域の教育力」の向上が求められる。

(1) いじめのない環境づくり

地域は、成田市の子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

(2) いじめの防止等のための連携

子どもの成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努めるものとする。

(3) 児童等の地域行事の参加

地域は、地域の行事等で子どもが主体性をもって参加できるよう配慮するものとする。

(4) 諸機関の相互連携

子どもたちの健全育成にかかわる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携し、いじめの根絶に努めるものとする。

3 児童等として

(1) いじめの禁止「やめる勇気」

他者に対しては思いやりの心をもち、絶対にいじめをしたり、加担したりしないこと。

(2) いじめの防止「止める勇気」

いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめに加担していると同じである意識をもつこと。

(3) 周囲への相談「話す勇気」

いじめを見たら、学校の先生、保護者や周囲の大人等に積極的に相談すること。

(4) お互いの個性を認め合う「認める勇気」

自分と違う考え方や行動をとる人がいてもそれぞれの個性を素直に受け止めること。

成田市いじめ防止基本方針【概略】

I 定義

「いじめ」とは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

II 基本理念

以下の基本的な考え方に立ち、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。

- 1 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢と、いじめ問題に関する背景にある事情やその被害性に着目して児童等の理解を深める。
- 2 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るもので、誰もが被害者にも加害者にもなり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- 3 「いじめられている子どもの立場に立ち、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、いじめ問題を克服する。

III 教育委員会の責務と対策【成田市教育委員会が実施する施策】

- 1 教育委員会の責務と成田市いじめ防止基本方針の策定と見直し
 - (1) いじめの未然防止・早期発見のための取組
 - ・ 道徳教育や体験活動の充実、教職員の資質向上、定期的な調査
 - (2) 相談体制の整備
 - (3) インターネットを通じて行われるいじめの対策
 - (4) いじめの防止等の対策に従事する人材の確保
 - (5) いじめの防止等の啓発活動
 - (6) いじめに対する措置
 - ・ いじめの連絡/報告/調査、関係機関との連携、個別指導や出席停止
- 2 重大事態への対処
 - (1) 調査の実施
 - (2) 情報の提供
 - (3) 市長への報告
 - (4) 重大事態への措置
- 3 その他の事項

IV 学校及び教職員の責務と対策【学校が実施すべき施策】

- 1 学校及び教職員の責務
- 2 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し
- 3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策
 - (1) いじめの防止等の対策のための組織の設置
 - (2) 道徳教育及び体験活動の充実
 - (3) いじめ防止等のための啓発活動
 - (4) いじめ早期発見のための取組
 - (5) 相談体制の整備
 - (6) 教職員の資質の向上
 - (7) インターネットを通じて行われるいじめ防止対策の推進
 - (8) いじめに対する措置
- 4 重大事態への対処
 - (1) 重大事態発生の報告
 - (2) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - (3) 調査結果の提供及び報告
 - (4) 調査結果を踏まえた必要な措置
- 5 学校評価

V 保護者、地域、児童等の責務等

- 1 保護者として
 - (1) 家庭での指導
 - (2) 地域との協働
 - (3) いじめの相談と通報
- 2 地域として
 - (1) いじめのない環境づくり
 - (2) いじめの防止等のための連携
 - (3) 児童等の地域行事の参加
 - (4) 諸機関の相互連携
- 3 児童等として
 - (1) いじめの禁止
 - (2) いじめの防止
 - (3) 周囲への相談
 - (4) 互いの個性を認め合う